



島根県報

令和2年3月31日(火)

号外第35号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則

(医療政策課) 2

公布された条例等のあらまし

◇研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第39号）

1 規則の概要

- (1) 医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第2条関係）
- (2) へき地医療奨学金等の医学生向け奨学金の貸付けを受けた者であって、研修医研修支援資金（以下「研修支援資金」という。）の貸付けを受けたもの（以下「被貸与者」という。）が、返還債務の額を一括返還しなければならない場合について定めることとした。（第12条関係）
- (3) 被貸与者に係る研修支援資金の返還を猶予することができる期間を定めることとした。（第14条関係）
- (4) 被貸与者に係る研修支援資金の返還債務を免除する場合の従事期間の算定について定めることとした。（第15条関係）
- (5) 被貸与者（臨床研修医に対する研修支援資金の貸付けを受けた者に限る。）が、指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事しようとするとき等に必要な届出、申請又は報告について定めることとした。（第19条関係・様式第16号—様式第20号関係）
- (6) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

規 則

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第39号

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則

研修医研修支援資金貸与規則（平成22年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「より厚生労働大臣」を「よる知事」に改める。

第3条ただし書中「へき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）、医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）、しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）若しくは特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）による奨学金又は」を削る。

第12条第1項第4号中「臨床研修被貸与者」の次に「（へき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）、医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）、しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）又は特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）による奨学金（以下これらを「他の貸付金」という。）の貸付けを受けた者（臨床研修を修了した日の属する月までに他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合していない者に限る。次号、第14条第1項第1号及び第2号、第15条第1項及び第2項第1号、第18条第1項並びに第19条第1項において同じ。）を除く。）」を加え、「。（連続被貸与者に該当する場合を除く。）」を「（連続被貸与者に該当する場合を除く。）。」に改め、同項中第8号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (10) 連続被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。）が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月の末日までに特定地域医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。

第12条第1項第7号中「連続被貸与者」の次に「（他の貸付金の貸付けを受けた者（後期研修医に対する研修支援資金

の貸与を受けた日の属する年度の末日までに他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合していない者に限る。次号、第14条第1項第5号及び第6号、第15条第2項第4号及び第5号において同じ。)を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「第8号並びに第14条第1項第2号及び第3号において」を「以下」に改め、同号を同項第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 後期研修被貸与者(他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。)が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月の末日までに特定地域医療機関において医師の業務に就かなかったとき。

第12条第1項第5号中「後期研修被貸与者」の次に「(他の貸付金の貸付けを受けた者(後期研修を修了した日の属する月までに他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合していない者に限る。次号、第14条第1項第3号及び第4号並びに第15条第2項第2号及び第3号において同じ。))を除く。))」を加え、同号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 臨床研修被貸与者(他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。)が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌日から引き続いて3年間(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかつた期間(指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間(以下「指定医療機関以外従事期間」という。))が通算して6月以上となる場合であつて、指定医療機関以外従事期間が通算して6月以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該6月以上となる期間(第14条第1項第2号において「6月以上の指定医療機関以外従事期間」という。))を含む。))を除く。))指定医療機関において医師の業務に従事(指定医療機関以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定医療機関において医師の業務に従事したものとみなす。第14条第1項第2号において同じ。))することができない見込みとなつたとき(連続被貸与者に該当する場合を除く。))。

第14条第1項第1号中「臨床研修被貸与者」の次に「(他の貸付金の貸付けを受けた者を除く。))」を加え、同項中第4号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 連続被貸与者(他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。)のうち他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から特定地域医療機関において医師の業務に従事したものにあつては、当該業務に従事した月から一定の期間(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかつた期間(特定地域医療機関以外従事期間を含む。))を除く。))

第14条第1項第3号中「連続被貸与者」の次に「(他の貸付金の貸付けを受けた者を除く。))」を、「ものとする。」の次に「次号において同じ。」を加え、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 後期研修被貸与者(他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。)のうち他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月に特定地域医療機関において医師の業務に就いたものにあつては、当該業務に就いた月から一定の期間(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかつた期間(特定地域医療機関以外従事期間を含む。))を除く。))

第14条第1項第2号中「後期研修被貸与者」の次に「(他の貸付金の貸付けを受けた者を除く。))」を、「ものとする。」の次に「次号において同じ。」を加え、同号を同項第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 臨床研修被貸与者(他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。)のうち臨床研修を修了した日の属する月の翌月に(疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく)指定医療機関において後期研修を開始したものにあつては、当該研修を開始した月から他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月まで及び同月の翌月から引き続いて3年間(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかつた期間(6月以上の指定医療機関以外従事期間を含む。))を除く。)) (連続被貸与者に該当する場合を除く。))

第15条第1項中「臨床研修被貸与者」の次に「(他の貸付金の貸付けを受けた者を除く。))」を加え、同条第2項第2号中「連続被貸与者」の次に「(他の貸付金の貸付けを受けた者を除く。))」を加え、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 後期研修被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。） 他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から特定地域医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数

第15条第2項第1号中「後期研修被貸与者」の次に「（他の貸付金の貸付けを受けた者を除く。）」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 臨床研修被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。） 他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から指定医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数

第15条第2項に次の1号を加える。

(5) 連続被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。） 他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から特定地域医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数

第18条第1項中「臨床研修被貸与者」の次に「（他の貸付金の貸付けを受けた者を除く。）」を加える。

第20条を第21条とする。

第19条第1項中「様式第16号」を「様式第21号」に改め、同条第2項中「様式第17号」を「様式第22号」に改め、同条第3項中「様式第18号」を「様式第23号」に改め、同条を第20条とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（指定医療機関以外の医療機関における従事に係る届出等）

第19条 臨床研修被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。以下この条において同じ。）が、指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事しようとするときは、指定医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事しようとする日の1月前までに研修医研修支援資金指定医療機関以外従事届出書（様式第16号）により知事に届け出なければならない。ただし、指定医療機関以外従事期間が通算して6月以上となる場合には、指定医療機関以外で医師の業務に従事しようとする日の1月前までに研修医研修支援資金指定医療機関以外従事申請書（様式第17号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 指定医療機関の長の指示により、臨床研修被貸与者の従事の内容に変更があるときは、直ちに研修医研修支援資金指定医療機関以外従事変更届出書（様式第18号）により知事に届け出なければならない。ただし、臨床研修被貸与者の指定医療機関以外従事期間が通算して6月以上となる場合は、直ちに研修医研修支援資金指定医療機関以外従事変更申請書（様式第19号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 指定医療機関以外の医療機関における臨床研修被貸与者の従事が終了し、指定医療機関で従事を開始したときは、直ちに研修医研修支援資金指定医療機関以外従事終了報告書（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

4 連続被貸与者に該当する場合は、前3項の規定は、適用しない。

様式第1号その1を次のように改める。

様式第1号その1 (第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

ふりがな

申請者 氏 名 ㊟

(本人)

研修医研修支援資金貸与申請書 (臨床研修医用)

研修支援資金の貸与を受けたいので、研修医研修支援資金貸与規則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、他の貸付金の貸与を受けていない場合は、所定の期間、指定医療機関において後期研修を履修し、他の貸付金の貸与を受けている場合は、指定医療機関において後期研修を履修し、かつ、所定の期間、指定医療機関に勤務することを誓います。

本 人	ふりがな		申 請 時 の 状 況	研修機関名及びプログラム名 ()	
	氏 名			研修の開始及び修了予定時期 (~)	
	生年月日及び年齢	年 月 日生 (満 歳)			
	現住所及び 電話番号	〒 () -			
	メールアドレス				
	帰省先住所 及び電話番号	〒 () -			
連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの研修支援資金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者本人と連帯してその債務を保証します。				
	氏 名	(実印)	生年月日		
	住 所 電話番号	〒 () -			続 柄
島根県以外の 研修医向け貸付金	<input type="checkbox"/> 受けている (貸与機関名) <input type="checkbox"/> 受ける予定がある (貸与機関名) <input type="checkbox"/> なし				
貸与を受けた 他の貸付金	<input type="checkbox"/> へき地医療奨学金 <input type="checkbox"/> 医学生地域医療奨学金 <input type="checkbox"/> しまね医学生特別奨学金 <input type="checkbox"/> 緊急医師確保対策枠奨学金 <input type="checkbox"/> 特定診療科医師緊急養成奨学金				

添付書類

- 1 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書及び印鑑証明書
- 2 研修及び人物についての所見を記載した研修病院の長の推薦書及び在職証明書
- 3 小論文
- 4 医師免許証の写し

注

- 1 「島根県以外の研修医向け貸付金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される貸付金が対象です。
- 2 「貸与を受けた他の貸付金」は、該当する貸付金がある場合にのみ選択してください。

様式第1号その2及び様式第1号その3中

「

連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの研修支援資金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者 本人と連帯してその債務を保証します。			
	氏 名	㊟	生年月日	
	住 所 電話番号	〒	() -	続 柄

」

を

「

連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの研修支援資金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者 本人と連帯してその債務を保証します。			
	氏 名	実印	生年月日	
	住 所 電話番号	〒	() -	続 柄

」

に、

「

島 根 県 以 外 の 研修医向け貸付金	<input type="checkbox"/> 受けている (貸与機関名)
	<input type="checkbox"/> 受ける予定がある (貸与機関名)
	<input type="checkbox"/> なし

」

を

「

島 根 県 以 外 の 研修医向け貸付金	<input type="checkbox"/> 受けている (貸与機関名)
	<input type="checkbox"/> 受ける予定がある (貸与機関名)
	<input type="checkbox"/> なし
貸 与 を 受 け た 他 の 貸 付 金	<input type="checkbox"/> へき地医療奨学金 <input type="checkbox"/> 医学生地域医療奨学金
	<input type="checkbox"/> しまね医学生特別奨学金 <input type="checkbox"/> 緊急医師確保対策枠奨学金
	<input type="checkbox"/> 特定診療科医師緊急養成奨学金

」

に、

「注 「島根県以外の研修医向け貸付金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される貸付金が対象です。」を

「注

- 1 「島根県以外の研修医向け貸付金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される貸付金が対象です。 に改め
- 2 「貸与を受けた他の貸付金」は、該当する貸付金がある場合にのみ選択してください。 」

る。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号 (第11条関係)

借 用 証 書



金 円

ただし、研修医研修支援資金貸与規則により貸与を受けた研修支援資金

上記金額借用しました。ついては、研修医研修支援資金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この研修支援資金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

住 所
 本 人 氏 名 (実印)
 決定番号 ー

住 所
 連帯保証人 氏 名 (実印)

島根県知事 様

注 本人及び連帯保証人は、自ら署名し、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。また、収入印紙を貼り付け、本人が実印により消印すること。

様式第9号その1中

「

後期研修を履修している指定医療機関及びプログラムの名称並びに研修予定期間	研修医療機関名： 研修プログラム名： 研 修 予 定 期 間：
--------------------------------------	---------------------------------------

」

を

「

後期研修を履修している指定医療機関及びプログラムの名称並びに研修予定期間	研修医療機関名： 研修プログラム名： 研 修 予 定 期 間：
在職する指定医療機関等の名称	

」

に改める。

様式第9号その2及び様式第9号その3中

「

在職する特定地域医療機関
の名称

「

在職する特定地域医療機関
等の名称

に

を

」

改める。

様式第10号その1中

「

後期研修を履修した指定医療機関及びプログラムの名称並びに研修期間	指定医療機関及びプログラムの名称	研 修 期 間

」

を

「

後期研修を履修した指定医療機関及びプログラムの名称並びに研修期間	指定医療機関及びプログラムの名称	研 修 期 間
在職した指定医療機関の名称及び従事期間	指定医療機関の名称	従 事 期 間

」

に改める。

様式第18号その2中「第19条関係」を「第20条関係」に、「第19条第3項」を「第20条第3項」に改め、同様式を様式第23号その2とする。

様式第18号その1中「第19条関係」を「第20条関係」に、「第19条第3項」を「第20条第3項」に改め、同様式を様式第23号その1とする。

様式第17号その2中「第19条関係」を「第20条関係」に、「第19条第2項」を「第20条第2項」に改め、同様式を様式第22号その2とする。

様式第17号その1中「第19条関係」を「第20条関係」に、「第19条第2項」を「第20条第2項」に改め、同様式を様式第22号その1とする。

様式第16号その2中「第19条関係」を「第20条関係」に、「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同様式を様式第21号その2とする。

様式第16号その1中「第19条関係」を「第20条関係」に、「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同様式を様式第21号その1とする。

様式第15号の次に次の5様式を加える。

様式第16号（第19条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー

研修医研修支援資金指定医療機関以外従事届出書（臨床研修被貸与者用）

下記のとおり、指定医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事することを指示されたので、研修医研修支援資金貸与規則第19条第1項の規定により届け出ます。

記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

様式第17号（第19条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー

研修医研修支援資金指定医療機関以外従事申請書（臨床研修被貸与者用）

下記のとおり、指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間が通算して6月以上となるため、研修医研修支援資金貸与規則第19条第1項ただし書の規定により承認の申請をします。

記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

様式第18号（第19条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー

研修医研修支援資金指定医療機関以外従事変更届出書（臨床研修被貸与者用）

下記のとおり、従事内容の変更を指示されたので、研修医研修支援資金貸与規則第19条第2項の規定により届け出ます。

記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
従 事 期 間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	<p style="text-align: center;">指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟</p>

様式第19号（第19条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー

研修医研修支援資金指定医療機関以外従事変更申請書（臨床研修被貸与者用）

下記のとおり、従事内容の変更の指示をされ、指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間が通算して6月以上となるため、研修医研修支援資金貸与規則第19条第2項ただし書の規定により承認の申請をします。

記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
従 事 期 間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

様式第20号（第19条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー

研修医研修支援資金指定医療機関以外従事終了報告書（臨床研修被貸与者用）

下記のとおり、指定医療機関以外の医療機関における従事が終了し、指定医療機関で従事を開始したので、研修医研修支援資金貸与規則第19条第3項の規定により報告します。

記

指 定 医 療 機 関 の 名 称	
従 事 開 始 日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(指定医療機関以外の医療機関における従事終了日 年 月 日)</p>

添付書類 指定医療機関における従事開始日を記載した在職証明書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の研修医研修支援資金貸与規則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。